

# 太陽光発電施設の設置に関する法整備について

北信越部会提出

太陽光発電施設が急増した中で、太陽光発電施設が住宅地に近接する遊休農地や水源涵養機能を持つ山林に設置され、周辺環境との不調和や景観の阻害、生態系への影響が懸念されています。さらに、傾斜地や土地改変された場所への設置は、土砂災害に対する危険性が高まり、地域住民との間でトラブルとなっています。

しかしながら、太陽光発電施設の設置については、直接的に立地を規制する法律がないため、事業者に対する地元自治体の対応には限界があります。

さらに、太陽光パネル等が放置・不法投棄される懸念もあります。

つきましては、太陽光発電事業が地域社会で住民と共生し、将来にわたり安定した事業運営がなされるよう、下記の項目について強く要望します。

## 記

- 1 太陽光発電施設について、地域の景観維持、環境保全及び防災の観点から適正な設置がされるよう、立地の規制等に係る法整備など、必要な措置を行うこと。
- 2 再エネ特措法に基づく事業計画の認定に当たり、一定規模以上の案件については地域住民への事前説明を義務付けるとともに、その具体的な手続を事業計画策定ガイドラインに明記するなど、地域住民との関係構築のために必要な取組を行うこと。
- 3 災害時に斜面崩落を誘発することのないよう、斜面設置に係る安全性を確保するために必要な設計や施工管理に係る基準を早急に整備すること。
- 4 再エネ特措法に基づいて認定された事業が未着工の場合、認定後に関係市町村が制定した条例等の遵守を義務付けるとともに、関係法令が遵守されているか見極め、認定審査基準により改めて認定すること。
- 5 既に事業を開始した太陽光発電施設の安全性に課題のある事業についても、関係市町村長の意見を聞き、国が責任を持って確認し対応すること。

- 6 太陽光発電事業が終了した場合や事業者が経営破綻した場合において、太陽光パネル等が放置されるおそれがあることから、その撤去及び処分が適正かつ確実に行われるよう、発電事業者による廃棄費用確保の仕組みの整備や、リサイクルの仕組みの確立に向けた取組を進めること。